

境部氏と境界画定について

鈴木正信

はじめに

国造制が成立したことを示す指標として、国造の任命に加えて、国造のクニ⁽¹⁾(管掌範圍)の境界画定を重視する議論がある。その際に画定されるクニの境界とは、地図上に一線をもって画せるものではなく、たとえば常陸国の多珂国造のクニが川や集落を基準として「道前」(南限)と「道後」(北限)を分けているように、交通路上の必要箇所⁽²⁾に境界点を設定して区画するものであった。⁽³⁾そして、クニの境界画定に関わる職務は、蘇我臣氏の同族である境部臣氏とその配下に編成された境部が担当したと見られてきた。⁽⁴⁾

これに関連して、筆者は以前、蘇我臣氏が屯倉制のみならず、国造制の施行にも積極的に関与したことを指摘し、蘇我臣氏が勢力を伸長させていく過程で境部が設置されたと論じたことがある。⁽⁵⁾そこで本稿では、境部とそれを統括した境部氏に改めて焦点を当て、成立の時期、系譜と系統、分布と職掌、以上の三点を検討することで、その実像を明らかにしたい。

本題に入る前に、氏族名の表記について確認しておく。「境部連石積」⁽⁶⁾が「坂合部連石積」⁽⁷⁾にも作り、「坂合部文麻呂」(文万呂)⁽⁸⁾が「堺部文麻呂」・「左甲部文万呂」・「坂合文麻呂」⁽⁹⁾にも作るように、「境部」「坂合部」「堺部」「左甲部」は通用されており、「部」を省略して「坂合」と表記することもあった。このように様々な表記が確認できる

が、後述のとおり「境部」の表記がこの氏族の職掌を最もよく表していると考えられることから、以下ではこの氏族を「境部氏」と総称する。また、境部氏には臣・連・首・宿禰のカバネを持つものや、無姓のものがいることから、これらを区別する場合には「境部臣氏」「坂合部連氏」などのようにカバネを付して表記する。境部氏以外についても、これにならうこととする。

一 境部氏の成立時期

はじめに、境部の成立時期を確認しておきたい。『日本書紀』雄略即位前紀には、

是日、大舍人（闕二姓字一也）驟言_二於天皇_一曰、穴穗天皇、為_二眉輪王_一見殺。天皇大驚、即猜_二兄等_一、被_レ甲帶_レ刀、卒_レ兵自將、逼_二間八鈞白彥皇子_一。皇子見_二其欲_レ害、默坐不_レ語。天皇乃拔_レ刀而斬。更逼_二間坂合黑彥皇子_一。皇子亦知_レ將_レ害、默坐不_レ語。天皇忿怒彌盛。（略）坂合黑彥皇子、深恐_レ所_レ疑。窃語_二眉輪王_一、遂共得_レ間、而出逃_二入_二円大臣宅_一。天皇使_レ使乞之。大臣以_レ使報曰、盖聞。人臣有_レ事、逃_二

入王室_一。未_レ見_三君王隱_二匿臣舍_一。方今坂合黑彥皇子与_二眉輪王_一、深恃_二臣心_一、来_二臣之舍_一。詎忍送歟。由_レ是、天皇復益興_レ兵、囲_二大臣宅_一。大臣出_二立_二於庭_一、索_二脚帶_一。（略）大臣裝束已畢。進_二軍門_一跪拜曰、臣雖_レ被_レ戮、莫_二敢聽_レ命。古人有_レ云、匹夫之志、難_レ可_レ奪、方属_二乎臣_一。伏願、大王奉_三獻臣女韓媛与_二葛城宅七区_一、請_二以贖_レ罪。天皇不_レ許。縱_レ火燔_レ宅。於是、大臣与_二黑彥皇子・眉輪王_一、俱被_二燔死_一。時坂合部連贄宿禰抱_二皇子屍_一而見_二燔死_一。其舍人等（闕_レ名）收_二取所_レ燒、遂難_レ扱_レ骨。盛_二之一棺_一、合_二葬新漢擬本南丘_一。（擬字未_レ詳。盖是槻乎。）

とある。これは、眉輪王の変に関する記事である。眉輪王の父である大草香皇子は、臣下の讒言を信じた安康天皇によつて殺された。⁽¹²⁾眉輪王は安康天皇を父の敵^{かたき}と恨んでおり、安康天皇が皇后の膝枕で昼寝をしている隙を見計らつて殺害に及んだ。報告を受けた雄略天皇（大泊瀬皇子）は兄たちを疑い、まず八鈞白彥皇子を尋問した上で殺害した。ついで坂合黑彥皇子を尋問したが、坂合黑彥皇子は眉輪王とともに葛城臣円^{（13）}の邸宅に逃げ込んだ。円は女の韓媛

と葛城の宅七区を献上して贖罪を乞うたが、天皇は邸宅に火を放ち、眉輪王・坂合黒彦皇子・葛城臣円らを焼き殺した。その際、坂合部連贄宿禰なる人物が坂合黒彦皇子の遺骸を抱いたまま焼死したと伝えている。

ここに登場する坂合部連贄宿禰が、『日本書紀』における境部氏の初見である。しかし、贄宿禰が仕えたと思われる坂合黒彦皇子の名は、八釣白彦皇子と対をなしており、実在性が疑問視される。また、『日本書紀』雄略即位前紀とほぼ同じ内容を伝える『古事記』安康段では、坂合黒彦皇子は雄略天皇に尋問を受けて殺害されたことになっており、贄宿禰は全く登場しない。むしろ、『新撰姓氏録』左京神別(後述)に、この贄宿禰の後裔を主張する坂合部宿禰氏が見られることから、『日本書紀』雄略即位前紀の坂合部連贄宿禰は、この坂合部宿禰氏の祖先伝承として後から付け加えられた可能性が指摘されており、筆者もこれに賛同したい。加藤謙吉が説くように、天皇家の内訌に関わる伝承を坂合部宿禰氏が改変し、自氏が祖先と仰ぐ坂合部連贄宿禰を坂合黒彦皇子に結びつけ、その忠臣であったかのように登場させたというのが、実態に近いと思われる。⁽¹⁵⁾ その傍証として、境部氏には『日本書紀』編纂に関係し

た人物が多いことが挙げられる。『日本書紀』天武十一年(六八二)三月丙午条には、

命^二境部連石積等^一、更^レ肇^レ傳^レ造^三新字一部四十四卷^一。

とあり、境部連石積が「新字」⁽¹⁶⁾四十四巻を撰進したという。この「新字」は現存しないが、前年より始まった修史事業に資するため、新しい和語の表記法(万葉仮名)を定め、漢字に和訓を施した辞書(字書)であり、その編纂には音博士の薩弘恪らも協力したと推定される。また、『続日本紀』文武四年(七〇〇)六月甲午条には、

勅^二淨大參刑部親王、直広壹藤原朝臣不比等、直大式粟田朝臣真人、直広參下毛野朝臣古麻呂、直広肆伊岐連博得、直広肆伊余部連馬養、勤大壹薩弘恪、勤広參土部宿禰甥、勤大肆坂合部宿禰唐(略)等^一、撰^二定律令^一。賜^レ祿各^レ有^レ差。

とあり、坂合部宿禰唐が大宝律令を撰定した功績により祿を賜っている。境部連氏は天武十三年(六八四)に宿禰へ改姓しており、ここに登場する坂合部宿禰氏はその後裔であろう。この時、坂合部宿禰唐とともに褒賞された人物の中には、藤原朝臣不比等・下毛野朝臣古麻呂・伊吉連博徳・伊予部連馬養や前述の薩弘恪が含まれているが、これ

らの人々は『日本書紀』の編纂にも関与したとされる⁽¹⁹⁾。こうした人脈を介して、『日本書紀』の編纂時に、坂合部連(宿禰)氏の祖先伝承が取り入れられたと考えられる。したがって、『日本書紀』雄略即位前紀に登場する坂合部連賢宿禰を實在の人物とし、その活躍を史実と見なすことは難しい。

次に境部氏が登場するのは、『日本書紀』推古八年(六〇〇)は歳条である。

命^二境部臣^一為^二大將軍^一。以^二穗積臣^一為^二副將軍^一。
(並闕^レ名。)則將^二万余衆^一、為^二任那^一擊^二新羅^一。

この記事によれば、新羅に侵攻された任那を救援するため、境部臣が大將軍、穗積臣が副將軍に任命され、一万余の軍勢を率いて出征したという。ここに登場する境部臣は個人名を欠いており、摩理勢とする説⁽²⁰⁾と雄摩侶とする説⁽²¹⁾がある。

摩理勢は、ウジナを「蘇我境部臣」にも作り、蘇我臣蝦夷の叔父と伝えられる⁽²²⁾。これによれば、蘇我臣馬子の弟に当たる。『日本書紀』推古二十年(六一二)二月庚午条には、

改^二葬皇太夫人堅塩媛於松隈大陵^一。是日、誅^二於輕

街^一。第一、阿倍内臣鳥、誅^二天皇之命^一、則奠^レ靈。明器・明衣之類、万五千種也。第二、諸皇子等、以^二次第一各誅之^一。第三、中臣宮地連鳥摩侶、誅^二大臣之辭^一。第四、大臣引^二率八腹臣等^一、便以^二境部臣摩理勢^一、令^レ誅^二氏姓之本矣^一。時人云、摩理勢・鳥摩侶二人能誅。唯鳥臣不能誅也。

とある。堅塩媛(馬子・摩理勢の姉)を松隈大陵(欽明天皇陵)に改葬した際、馬子が蘇我臣氏の一族を引率し、摩理勢に「氏姓の本」⁽²³⁾について誅を奏上させている。ここから、蘇我臣氏同族集団の中で摩理勢が馬子に次ぐ地位にあったことが分かる。また、『日本書紀』舒明即位前紀には、

先是、大臣独問^二境部摩理勢臣^一曰、今天皇崩無^レ嗣。誰為^二天皇^一。对曰、拳^二山背大兄^一為^二天皇^一。(略)大將^レ殺^二境部臣^一、而興^レ兵遣之。境部臣聞^二軍至^一、率^二仲子阿椰^一、出^二千門^一坐^二胡床^一而待。時軍至、乃令^二来目物部伊区比^一以^レ絞之。父子共死。乃埋^二同处^一。唯兄子毛津、逃^二匿于尼寺瓦舍^一。即好^二二二尼^一。於是、一尼嫉妬令^レ頭。困^レ寺將^レ捕。乃出之入^二畝傍山^一。因以探^レ山。毛津走無^レ所^レ入。刺^レ頸而死^二山

中。

とある。推古天皇の没後、摩理勢は山背大兄王を次期天皇に推挙して、田村皇子（のち舒明天皇）を推す本宗の蝦夷と対立したため、軍勢を差し向けられ殺害されてしまった。このことは、大臣の地位にあった蝦夷でも、叔父に当たる摩理勢の反対を押し切って皇位継承問題を処理できなかったことを示しており、蘇我臣氏の同族集団に対する摩理勢の影響力の大きさを物語るものと言える。

一方、雄摩侶は、詳しい出自は不明であるが、ウジナや世代からして摩理勢の近親者と推測される。『日本書紀』推古三十一年（六二三）是歳条には、

新羅伐^一任那^二。任那附^三新羅^四。於是、天皇將^レ討^二新羅^一。（略）即年、以^二大德境部臣雄摩侶・小德中臣連^一。以^二大德河辺臣禰受・小德物部依網^一。以^二小德波多臣広庭・小德近江脚身臣飯蓋・小德平群臣宇志・小德大伴連^一。（闕^レ名。）小德大宅臣軍^一為^二副將軍^一。率^二数万衆^一以^レ征^二討^二新羅^一。

とあり、新羅への派兵の際に大將軍に任命されている。『日本書紀』推古三十一年十一月条にも、

時人曰、是軍事者、境部臣・阿曇連、先多得^二新羅幣

物^一之故、又勸^二大臣^一。

とあり、この境部臣も雄摩侶を指すと見られる。この時に雄摩侶が大將軍であったことから、前述のとおり推古八年の大將軍も雄摩侶であるとする見方があった。ただし、雄摩侶が登場する推古三十一年は、推古八年から二十年以上も後のことである。推古八年に副將軍であった穗積臣が、推古三十一年に再任されていないことからしても、推古八年の大將軍には雄摩侶ではなく、雄摩侶より前から活躍が知られる摩理勢を当てるのが妥当であろう。

このように、摩理勢と雄摩侶はともに具体的な事績が伝えられており、實在性が疑われる坂合部連賢宿禰との間には明らかに段階差がある。また、境部氏は推古朝以降、史料に継続的に登場するようになる。⁽²⁵⁾よって、両者の中でも早くに登場する摩理勢こそが、實在した最初の境部臣氏であると考えられる。

とするならば、彼らが蘇我臣氏の一員として活動を開始していることが注目される。つまり、蘇我臣氏が王権の中で台頭し、特に蘇我臣馬子が政治を主導するようになった六世紀後半に境部が設定され、それを統括する伴造氏族として蘇我臣氏から境部臣氏（蘇我境部臣氏）⁽²⁶⁾が分出され、

馬子の弟の摩理勢がその氏上に就任したという経緯が想定される。蘇我臣氏は、境部臣氏のほかにも、倉・小治田・久米・桜井・田中・箭口・岸田・御炊^{みかしき}・河辺・田口・高向などの同族を独立させ、これらの代表者を王権の合議制の構成員として送り込み、その合議を本宗の馬子が大臣として主導することにより勢力を拡大した⁽²⁷⁾。境部臣氏もこうした蘇我臣氏の発展過程において成立した氏族であると理解できる。

なお、黛弘道は、摩理勢を蝦夷の叔父とする系譜の信憑性を疑い、さらに摩理勢と雄摩侶を同世代と見て、境部臣氏の初代が二人いるのは不自然であるとし、境部臣氏は摩理勢や雄摩侶の世代よりも早く、蘇我臣高麗（蘇我臣稲目の父⁽²⁸⁾）の子の代で蘇我臣氏から分岐したのではないかと論じた。しかし、高麗は『公卿補任』にしかその名が見えず、むしろその実在性の方が疑われる。また、摩理勢は推古八年、雄摩侶は推古三十一年に見えており、二〇年以上の年代の開きがあることから、両者は同年代とは言えない。これらの点からも、境部臣氏は摩理勢の代で蘇我臣氏から分岐したと見て差し支えないであろう。

二 系譜と系統

次に、境部氏の系譜と系統を確認したい。前章では蘇我氏系の境部臣氏を取り上げたが、これ以外にも境部氏には複数の系統が存在した。諸氏の系譜を整理するならば、以下のとおりである。

①『古事記』神武段

神八井耳命者、⁽²⁹⁾意富臣・小子部連・坂合部連・火君・大分君・阿蘇君・筑紫三家連・雀部臣・雀部造・小長谷造・都祁直・伊余国造・科野国造・道奥石城国造・常道仲国造・長狭国造・伊勢船木直・尾張丹羽臣・島田臣等之祖也。⁽³⁰⁾

②『新撰姓氏録』大和国皇別

坂合部首 阿倍朝臣同祖。大彦命之後也。

③『新撰姓氏録』摂津国皇別

坂合部⁽²⁹⁾ 同大彦命之後也。允恭天皇御世、造⁽³⁰⁾立国境之標⁽³¹⁾。因賜⁽³²⁾姓坂合部連⁽³³⁾。

④『新撰姓氏録』左京神別下

坂合部宿禰 火明命八世孫邇倍足尼之後也。

⑤ 『新撰姓氏録』 右京神別下

坂合部宿禰 火闌降命八世孫邇倍足尼之後也。

⑥ 『新撰姓氏録』 和泉国神別

坂合部 火闌降命七世孫夜麻等古命之後也。

⑦ 『新撰姓氏録』 逸文（『坂上系圖』 所引）

阿智王 誉田天皇（諡心神）。御世、避二本国乱、

率二母並妻子、母弟迂興徳、七姓漢人等一帰化。七

世者（略）次自郭姓。此坂合部首・佐大首等祖也。

（略）

このうち、①坂合部連氏は、神八井耳命の後裔氏族の中に挙げられている。神八井耳命は多臣氏（意富臣氏）の始祖とされていることから、この坂合部連氏は多氏系と見なすことができる。この氏族については、境部氏の職掌とあわせて後述する。

②坂合部首氏は、阿倍臣氏と同祖であり、大彦命の後裔とされる。同じく③坂合部氏も、大彦命の後裔を称している。大彦命は阿倍臣氏の祖とされていることから、②・③は阿倍氏系と位置づけることができる。

④坂合部宿禰氏は、前章で触れた坂合部連贄宿禰（邇倍足尼）を祖とし、火明命にまで系譜を遡らせている。火明

命は尾張連氏の祖とされていることから、この氏族は尾張氏系ということになる。天武十三年に宿禰を賜った境部連氏の後裔と見られ、前章で取り上げた境部連石積・坂合部宿禰唐もこの系統であろう。また、『天孫本紀』に火明命の十六世孫として挙げられる尾治坂合連も、同じ系統と推定される。

⑤坂合部宿禰氏と⑥坂合部氏は、火闌降命を祖としている。火闌降命は隼人の祖とされていることから、この二氏を隼人系に分類する見方もある。しかし、留意したいのは、⑤にも④と同じく坂合部連贄宿禰（邇倍足尼）が見えているが、④では贄宿禰を火明命の八世孫とするのに対し、⑤では火闌降命の八世孫としている点である。両氏は同じ贄宿禰の後裔を称しているにもかかわらず、その祖を火明命とするか火闌降命とするかで異なっているのである。

この点に関して、栗田寛は「火明命を一本に火闌降命に作るはやまれり」⁽³⁷⁾、「左京神別坂合部宿禰、火明命の末なるに思ふに、火闌降命といふも、或は同祖なるをしか誤れるにはあらざるか」と述べ、④と⑤の坂合部宿禰は同祖関係にあった（ともに火明命を本来は祖としていた）が、

⑤の方が火明命を火闌降命に書き間違えたのではないかと推測した。また、佐伯有清は、火明命・火闌降命・火照命の三神は混同されるか、もしくは同神として扱われていたとして、「坂合部宿禰氏のあいだでは、火明命と火闌降命を同一神とみなしていたのであり、火明命といったり、火闌降命と記したりする場合があった」と述べている。⁽³⁹⁾ たしかに、木花開耶姫が瓊瓊杵尊と婚姻して火中出産した三神を、『日本書紀』⁽⁴⁰⁾では火明命・火闌降命・彦火火出見尊とするのに対して、『古事記』では火照命・火闌降命・火遠理命（別名彦火火出見命）としており、ここでは火明命と火照命が入れ替わっている。⁽⁴¹⁾ 海幸・山幸神話に登場する海幸彦についても、『古事記』は火照命と同一とするが、『日本書紀』は火闌降命と同一としており、⁽⁴²⁾ こちらでは火照命と火闌降命が入れ替わっている。

このように『古事記』と『日本書紀』において、火明命・火闌降命・火照命の登場の仕方には混乱が生じている。隼人系の氏族がこうした混乱に乗じて、自氏の系譜を瀬倍足尼に結びつけたとする見方もあるが、⁽⁴³⁾ むしろ⑤・⑥に火闌降命とあるのは火明命の誤記であるか、火明命と同一神のつもりで記された可能性が高いであろう。よって、

⑤の坂合部宿禰氏と⑥の坂合部氏は隼人系ではなく、④と同様に尾張氏系と位置づけるのが妥当と考えられる。

⑦坂合部首氏は、阿知使主（阿智王）に率いられて渡来した七姓漢人の⁽⁴⁴⁾ 自郭姓に出自すると伝わる。自郭姓は他史料に見えず未詳であるが、阿知使主は東漢直氏の始祖とされていることから、この坂合部首氏は東漢氏系に分類できる。

以上、①の坂合部連氏は多氏系、②坂合部首氏・③坂合部氏は阿倍氏系、④坂合部宿禰氏・⑤坂合部宿禰氏・⑥坂合部氏は尾張氏系、⑦坂合部首氏は東漢氏系に分類できることを確認した。多氏系については後述するとして、ここで注目されるのは、阿倍臣氏・尾張連氏・東漢直氏がいずれも蘇我臣氏と密接な関係にあったことである。

まず、阿倍臣氏については、以下の史料が挙げられる。

『日本書紀』宣化元年（五三六）二月壬申条

以二大伴金村大連一為二大連一、物部鹿鹿火大連為二大連一、並如レ故。又以二蘇我稻目宿禰一為二大臣一、阿倍大麻呂臣為二大夫一。

『日本書紀』崇峻即位前紀（用明二年（五八七）七月条）

蘇我馬子宿禰大臣、勸^三諸皇子与^二群臣^一、謀^レ滅^二物部守屋大連^一。泊瀬部皇子・竹田皇子・厩戸皇子・難波皇子・春日皇子・蘇我馬子宿禰大臣・紀男麻呂宿禰・巨勢臣比良夫・膳臣賀施夫・葛城臣烏那羅、俱率^二軍旅^一、進討^二大連^一。大伴連嚙・阿倍臣人・平群臣神手・坂本臣糠手・春日臣、(闕^二名^一字^レ)俱率^二軍兵^一、從^二志紀郡^一到^二洪河家^一。(略)

『日本書紀』推古三十二年(六二四)十月癸卯条

大臣、遣^二阿曇連(闕^レ名^レ)^一・阿倍臣摩侶^二臣^一、令^レ奏^二天皇^一曰、葛城県者元臣之本居也。故因^二其県^一為^二姓名^一。是以冀之、常得^二其県^一、以欲^レ為^二臣之封県^一。於^レ是、天皇詔曰、今朕則自^二蘇何^一出之。大臣亦為^二朕舅^一也。故、大臣之言、夜言矣夜不^レ明、日言矣日不^レ晚。何辞不^レ用。然今朕之世、頓失^二是県^一、後君曰、愚痴婦人、臨^二天下^一以頓亡^二其県^一。豈独朕不賢耶。大臣亦不忠。是後葉之悪名。則不^レ聽。

『日本書紀』舒明即位前紀

当^二是時^一、蘇我蝦夷臣為^二大臣^一。独欲^レ定^二嗣位^一、顧畏^二群臣不^レ從^一。則与^二阿倍麻呂臣^一議、而聚^二群

臣、饗^二於大臣家^一。食訖將^レ散、大臣令^二阿倍臣^一、語^二群臣^一曰、今天皇既崩、無^レ嗣。若急不^レ計、畏有^レ乱乎。(略)今誰為^二天皇^一。時、群臣默之。無^レ答。

宣化元年二月壬申条では、蘇我臣稻目の大臣就任と同時に、阿倍臣大麻呂が大夫に任命されている。崇峻即位前紀では、物部連守屋を討伐する際、蘇我臣馬子の軍勢に阿倍臣人が参加している。推古三十二年十月癸卯条では、蘇我臣馬子が推古天皇に葛城県の下賜を要求する際、阿倍臣麻呂(摩侶)を使者に立てている。舒明即位前紀では、推古天皇の没後、阿倍臣麻呂が蘇我臣蝦夷を補佐して群臣会議を主催している。これらの点から、阿倍臣氏は蘇我臣氏と共同歩調を取りながら台頭してきた氏族であると考えられている。

次に、尾張連氏については、以下の史料が挙げられる。

『日本書紀』宣化元年(五三六)五月辛丑条

詔曰、(略)故、朕遣^二阿蘇仍君^一、(未^レ詳也。)加運^二河内国茨田郡屯倉之穀^一。蘇我大臣稻目宿禰、宜^下遣^二尾張連^一、運^中尾張国屯倉之穀^上。物部大連、宜^下遣^二新家連^一、運^中新家屯倉之穀^上。阿

倍臣、宜_下遣_二伊賀臣_一、運_中伊賀国屯倉之穀_上。修_二造官家那津之口_一。又其筑紫・肥・豊三国屯倉、散在_二懸隔_一。運輸遙阻。儻如須要、難_二以備_レ率。亦宜_下課_二諸郡一分移、聚_二建那津之口_一、以備_二非常_一、永為_中民命_上。早_下郡県、令_レ知_二朕心_一。

『天孫本紀』

九世孫、弟彦命。妹、日女命。次、玉勝山代根古命。(山代水主雀部連・輕部造・蘇宜部首等祖。)

宣化元年五月辛丑条では、筑紫国に那津官家を修造する際、蘇我臣稲目が尾張連に命じて尾張国の屯倉の穀を輸送させている。『天孫本紀』では、火明命の九世孫に当たる玉勝山代根子命が、蘇我氏の部民である蘇宜部首らの祖とされている。尾張に設置された蘇宜部を管掌するために、尾張連氏の集団から地方伴造として蘇宜部首氏が分出されたのであろう。

また、蘇我臣氏は『日本書紀』推古三十二年十月癸卯条(前掲)で葛城地方を「本居」と主張しているように、かつて葛城地方に勢力を張った葛城臣氏の傍流が高市郡へ進出して「蘇我」のウジナを名乗り、葛城臣氏の本宗が没落した後、これに取って代わる形で台頭してきたと考えられ

ている⁽⁴⁷⁾。葛城地方には高尾張邑⁽⁴⁸⁾が所在するが、尾張連氏の系譜には葛城之高千那毘売や、葛木出石姫・葛木彦命・葛城尾治置姫⁽⁴⁹⁾・葛木避姫⁽⁵⁰⁾・葛木高名姫命・葛木厨直氏などのように、葛城(葛木)を冠する人名・氏族名が多く見られ、しかも尾張連氏の同族である甚目連公氏が高尾張宿禰を賜姓されていることなどから、尾張連氏は葛城地方の高尾張邑に拠点を形成して中央に進出したとされる⁽⁵¹⁾。こうした葛城地方における地縁により、蘇我臣氏と尾張連氏との政治的関係が形成されたと考えられる。

次に、東漢直氏については、以下の史料が挙げられる。

『日本書紀』崇峻五年(五九二)十一月乙巳条

馬子宿禰、詐_二於郡臣_一曰、今日進_二東国之調_一。乃使_二東漢直駒_一、殺_二于天皇_一。(或本云、東漢直駒、東漢直磐井子也。)

『日本書紀』皇極三年(六四四)十一月条

蘇我大臣蝦夷・見入鹿臣、双_二起家於甘檉岡_一。称_二大臣家_一曰_二上宮門_一、入鹿家曰_二谷宮門_一。(谷、此云_二波佐麻_一)。(略)大臣、使_二長直_一於大丹穗山造_二梓削寺_一。(略)漢直等全侍_二二門_一。

『日本書紀』皇極四年(六四五)六月戊申条

中大兄、即入^二法興寺^一、為^レ城而備。凡諸皇子・諸王・諸卿大夫・臣・連・伴造・国造、悉皆隨侍。使^三人賜^二鞍作臣屍於大臣蝦夷^一。於^レ是、漢直等^二総^二聚眷屬^一、擐^レ甲持^レ兵、將^下助^二大臣^一処^中設軍陣^上。

崇峻五年十一月乙巳条は、蘇我臣馬子の命を受けた東漢直駒が崇峻天皇を暗殺した記事である。皇極三年十一月条には、蝦夷・入鹿父子が甘樫岡に邸宅を建てて、それぞれ「上の宮門」「谷の宮門」と呼ばせ、二つの門を東漢直氏らに守衛させたとある。また、蘇我臣蝦夷が東漢直氏の同族である長直氏に命じて、高市郡の大丹穂山に梓削寺を造らせたという。皇極四年六月戊申条には、乙巳の変で入鹿が殺害された際、東漢直氏が一族を集めて蝦夷を守ろうとしたとある。このほかにも、『元興寺伽藍縁起』所収「塔露盤銘」⁽⁵³⁾には、「元興寺の塔を完成させた人物として」「山東、漢大費直名麻高垢鬼」が見える。このように、東漢直氏は蘇我臣氏に近侍し、時にはその軍事力をもって蘇我臣氏の私兵としての役割を担ったとされる⁽⁵⁴⁾。

以上の史料から、阿倍臣氏・尾張連氏・東漢直氏は、いずれも蘇我臣氏と緊密な関係にあったことが分かる。した

がって、境部が設置され、それを統括する伴造氏族として蘇我臣氏から境部臣氏が分出されたことを受けて、阿倍臣氏からは②坂合部首氏・③坂合部氏、尾張連氏からは④坂合部宿禰氏・⑤坂合部宿禰氏・⑥坂合部氏、東漢直氏からは⑦坂合部首氏がそれぞれ分出され、蘇我氏系の境部臣氏⁽⁵⁵⁾がこれらの諸集団を統率したと考えられる。

なお、蘇我氏系の境部臣氏は、摩理勢・雄摩侶以降は史料に登場せず、『新撰姓氏録』にも見えないのに対し、それと入れ替わるように、尾張氏系の境部連氏が頻見され始める。「境部」というウジナの表記も、「境部摩理勢臣」「境部臣雄摩侶」に用いられた後、天智・天武朝になると「境部連(宿禰)」「石積」「境部連葉」「境部宿禰鯛魚」のように⁽⁵⁶⁾、尾張氏系の境部連氏に対して多く用いられるようになる。このことから蘇我氏系の境部臣氏は、摩理勢が殺害され、さらに蘇我氏の本宗家が滅亡したために勢力を失い、中央伴造の地位は尾張氏系の境部連氏に移ったと推測される。境部を率いる中核となる系統が「境部」の表記を用いていることは、この氏族の本来の職掌が「境部」という表記に表れていることをうかがわせる。この点については、次章で述べることとしよう。

三 職掌と分布

(1) 境部の職掌

境部の職掌については、これまで以下の諸説が出されている。

- (A) 境界の画定を担当したとする説⁽⁵⁶⁾
- (B) 坂合黒彦皇子の名代・子代とする説⁽⁵⁷⁾
- (C) 「任那の調」の收納・管理をつかさどったとする説⁽⁵⁸⁾
- (D) 外国使節の接待・饗応、および衢での境界祭祀を執行したとする説⁽⁵⁹⁾

このうち (B) は、前掲した『日本書紀』雄略即位前紀で、坂合部連賢宿禰と坂合黒彦皇子とが親密な関係にあったと描かれていることを根拠とするが、すでに述べたとおり、その関係は後裔氏族によって創作された可能性が高い。

(C) は、倭国の朝鮮半島における境界の設定が、調の賦課と関連することや、境部氏に對外交渉に關与した人物

が多いことから、境部とは朝鮮半島南部に設定された課税地区に属する農民を指し、そこから「任那の調」を管理する氏族の呼称にもなったと論じている。ただし、朝鮮半島に租税を課す地域が設定され、当該地域の農民が部に編成されたというのは、近年の研究動向からして賛同できない⁽⁶⁰⁾。

(D) は、隼人や阿倍臣氏・東漢直氏との關係に注目する。隼人は元日朝賀や即位式などの大儀、および京外への行幸で国界や山川・道路の曲を通過する際に狗吠（吠声）を行うことが規定され、邪靈を払う呪力を持つと觀念されていたとする⁽⁶²⁾。さらに、阿倍臣氏・東漢直氏の勢力圏には外交儀礼が催された輕衢・海石榴市衢が含まれ、両氏は對外交渉に従事した人物を多く輩出しており、特に阿倍臣氏のウジナは「饗」に由来するもので、本来的には饗応を職掌とする氏族であったとする。これらのことから、境部氏も同様に外交使節が入京する際に衢で境界祭祀を行い、かつその外国使節の接待・饗応にも従事する集団であったと説明する。

境部が境界祭祀を行ったとする点は首肯できるが（後述）、外交使節の入京時にそれを行ったとする点や、外交

使節の接待・饗応に従事したとする点は、再考の余地があると思われる。まず、すでに述べたとおり『新撰姓氏録』の⑤坂合部宿禰氏・⑥坂合部氏は、隼人系ではなく、尾張氏系とするのが適切である。また、『延喜式』巻二十八隼人司¹大儀条には、「蕃客人朝」に対して「不^レ在^二吠限^一」とあり、外国の使節が入朝した際、隼人は狗吠（吠声）を行わないことが定められていた。これは「野蛮」「未開」と見なされかねない習俗が外国使節の目に触れることを避けたものと理解される。さらに、第一章で取り上げたように、境部臣摩理勢・雄摩侶は新羅征討の大將軍に任命されているが、ほかに外国へ派遣された境部氏の人物が任命された役職は次のとおりである。

『日本書紀』白雉四年（六五三）五月壬戌条

発遣^二大唐^一大使小山上吉士長丹、（略）学生巨勢臣葉（葉、豊足臣之子）・氷連老人（老人、真玉之子。或本、以^二学問僧知弁・義徳・学生坂合部連磐積^一而増焉。）（略）并一百二十一人、俱乘^二一船^一。

『日本書紀』齐明二年（六五六）九月条

遣^二高麗^一大使膳臣葉積、副使坂合部連磐鍬。（略）

『日本書紀』齐明五年（六五九）七月戊寅条

遣^二小錦下坂合部連石布、大仙下津守連吉祥^一、使^二於唐国^一。（略）（伊吉連博徳書曰、同天皇之世、小錦下坂合部石布連・大山下津守吉祥連等^二二船^一、奉^二使^一吳唐之路^一。（略））

『日本書紀』天智四年（六六五）是歳条

遣^二小錦守君大石等於大唐^一、云々。（等謂小山坂合部連石積・大乙吉士岐彌・吉士針間。蓋送^二唐使人^一乎。）

『日本書紀』朱鳥元年（六八六）正月是月条

為^レ饗^二新羅金智祥^一、遣^二淨広肆川内王・直広參大伴宿禰安麻呂・直大肆藤原朝臣大嶋・直広肆境部宿禰綱魚・直広肆穗積朝臣虫麻呂等于筑紫^一。

『続日本紀』大宝元年正月丁酉条

以^二守民部尚書直大式粟田朝臣真人^一、為^二遣唐使使^一。（略）右兵衛率直広肆坂合部宿禰大分^二為^二副使^一。（略）

これらの記事によれば、坂合部連磐積（石積）は遣唐使学生、坂合部連磐鍬（石布）は遣高麗副使・遣唐使、坂合部宿禰大分は遣唐副使として派遣されている。前述の大將軍も含め、これらは饗応を掌る職ではない。天智四年の境

部連石積は唐の使節を送迎した可能性があり、境部宿禰鯨魚は新羅使の金智祥を饗応するため筑紫へ派遣されているが、両者は他の氏族とともに派遣されており、境部氏だけが饗応を担当したわけではない。ちなみに、東漢坂上直子麻呂が敏達元年（五七二）に領客に任命されているが、この領客（使）や掌客（使）・共食（使）などが、まさに外国使節の接待・饗応を担当する役職である。⁽⁶⁴⁾よって、阿倍臣氏や東漢直氏がこうした職務を担当していたとしても、境部氏の職掌が両氏と同じであったと見るのは難しいと思われる。

(2) 境部の分布

残る（A）は、『新撰姓氏録』撰津国皇別 坂合部条（前掲）に、允恭天皇の時代に「国境の標」を造立したことから、坂合部連の氏姓を賜ったと伝えられていることを根拠とする。これがそのまま史実ではないにしろ、上記の内容を仮託するような出来事が允恭朝に伝えられているわけではなく、何らかの原伝承に拠った可能性はある。これは境部の職掌を直接的に伝える唯一の記事であり、佐伯有清が言うように、まずはその点を重視すべきであろう。⁽⁶⁵⁾そ

こで、境部に関係する地名がどのような地域に分布しているかを確認したい。

- (ア) 大和高市郡 境（坂合）
- (イ) 大和国宇智郡 坂合部郷
- (ウ) 播磨国賀茂郡 坂合神社
- (エ) 撰津国川辺郡 坂合郷
- (オ) 河内国若江郡 坂合神社
- (カ) 伊勢国三重郡 坂部御厨
- (キ) 伊勢国朝明郡 坂部御厨

まず、（ア）大和高市郡の境（坂合）は、蘇我氏系の境部臣氏の本拠である。⁽⁶⁶⁾この地には、軽之境岡宮・軽之境原（堺原）宮が置かれたと伝えられ、松隈坂合陵も築造された。軽之境岡宮は、懿徳天皇が管んだとされる宮で、別名を軽曲峡宮⁽⁶⁸⁾と言い、現在の橿原市見瀬町小字マワリオサを遺称地名とする。⁽⁶⁹⁾軽之境原宮は孝元天皇の宮で、牟佐坐神社（橿原市見瀬町）がかつては境原天神とも称したことから、この付近に比定される。懿徳天皇・孝元天皇は伝承上の人物であるが、記紀編纂段階に境岡・境原という地名が存在したことは確かであろう。松隈坂合陵は欽明天皇の陵である。⁽⁷¹⁾欽明陵は現在、梅山古墳（高市郡明日香村平

田)に治定されているが、見瀬丸山古墳(檀原市見瀬町・大軽町・五条野町)が真陵と見られる。これらのことから、大和国高市郡の境(坂合)の地は、現在の檀原市見瀬町一帯に当てることができる。

現在、その北側には久米町くめまちが接しているが、この付近は古代には高市郡久米郷くめに含まれており、来目屯倉くめちゆうかうが設置されたと伝えられる。⁽⁷²⁾来目屯倉は『日本書紀』に登場する屯倉の初見であり、この地が交通の要衝であったことをうかがわせる。久米町と見瀬町の西側には、現在も久米川(高取川・桧隈川)が流れている。『日本書紀』雄略四年二月条には、

天皇、射_二狝_一於葛城山_一。忽見_二長人_一。来望_二丹谷_一。面貌容儀、相_二似_一天皇。天皇、知_二是神_一、猶故問曰、何処公也。長人对曰、現人之神。先称_二王諱_一。然後応_レ導。天皇答曰、朕是、幼武尊也。長人次称曰、僕は、一事主神也。遂与盤_二于遊田_一、駟_二逐_一一鹿、相_二辞_レ發_レ箭。並_レ轡_レ馳_レ騁。言詞恭恪、有_レ若_レ逢_レ逢_レ仙。於_レ是、日晚田罷。神侍_二送_二天皇_一、至_二来目水_一。是時、百姓咸言、有_レ德天皇也。

とある。これは、雄略天皇が葛城山へ狩りに出かけた伝承

である。雄略が葛城山に入ると、背の高い人物と谷を挟んで対面した。それは葛城一言主神であった。そして、天皇と神はともに鹿を追いかけ、弓を射る時にも譲り合い、馬を並べて走らせ、お互いに敬意合せて話をした。日が暮れて狩りを終えると、一言主神は雄略天皇を「来目水」(久米川)まで見送った。それを見た時の人は、雄略を「有徳天皇」と讃えたという。

奈良盆地には大倭国造と葛城国造が所在したが、大倭国造のクニは南東部の山辺郡・城下郡・城上郡・十市郡・高市郡一帯とされるのに対し、葛城国造のクニは南西部の葛上郡・葛下郡・忍海郡一帯とされ、久米川は二つのクニの境界付近に位置する。⁽⁷⁴⁾先に触れた一言主神は、葛城坐一言主神社(御所市森脇)の祭神とされ、葛城国造(葛城直氏)が奉祭する神である。その神が天皇を久米川まで送ったという点も、この付近が葛城国造のクニの東端であったことを示唆する。まさに国造のクニの境界に、境(坂合)という地名が確認でき、そこに境部臣氏の拠点が置かれているのである。

(イ) 大和国宇智郡の坂合部郷⁽⁷⁵⁾は、江戸時代には坂合部郷さかあいべとなり、明治期には坂合部村と称した。現在の奈良県五條

市阪合部新田町を遺称地名とする。『新撰姓氏録』大和国皇別（前掲）の坂合部首氏に因む郷名とされ、中世には武士化した坂合部氏が居城を構えた。この地は紀ノ川の南岸に位置しているが、その対岸には大和国の歌枕として有名な待乳山（真土山・真土峠）がそびえる。『万葉集』四五四三には、

天飛ぶや 軽の路より 玉襷 畝傍を見つつ 麻裳よし
し 紀路に入り立ち 真土山

と詠まれており、『高野吉野巡覽記』⁽⁷⁷⁾にも、

待乳山と云有。紀伊と大和とのさかいなり。

とあるように、この付近は大和国宇智郡と紀伊国伊都郡の境界であった。また、伊都郡には紀氏の分布が確認できることから、紀伊国造（紀直氏）の勢力が伊都郡にまで及んでおり、この付近が紀伊国造のクニの東端であった可能性もあろう。

（ウ）播磨国賀茂郡の坂合神社は、近世まで酒見神社と称した。「さかい」→「さかみ」→「さがみ」に転訛したと伝えられる。現在の住吉神社（兵庫県加西市北条町）を論社とする。この神社の門前には、現在も坂合神社という小祠が残されており、付近はかつて坂合町とも呼ばれていた

たという。⁽⁸¹⁾この一帯は、針間鴨国造のクニに含まれていた。『播磨国風土記』賀茂郡伎須美野条には、

右、号二伎須美野一者、品太天皇之世、大伴連等、請二此処一之時、喚二国造黑田別一、而問二地状一。爾時、対曰、縫衣如_レ藏_二櫃底_一。故曰二伎須美野一。とあり、同郡玉野村条にも、

有_二玉野村_一。所以者、意奚・袁奚二皇子等、坐_二於美囊郡志深里高野宮_一、遣_二山部小楯_一、詔_二国造許麻之女、根日女命_一。於_レ是、根日女、已依_レ命訖。爾時、二皇子、相辞不_レ娶、至_二于日間_一。根日女、老長逝。于時、皇子等大哀、即遣_二小立_一、勅云、朝日夕日、不_レ隱之地、造_レ墓藏_二其骨_一、以_レ玉飾_レ墓。故縁_二此墓_一号_二玉丘_一、其村号_二玉野_一。

とある。前者の記事では、応神天皇の問いかけに対し、針間鴨国造の黒田別が賀茂郡の地勢などを回答している。後者の記事では、意奚・袁奚皇子（のちの仁賢・顕宗天皇）が針間鴨国造の許麻の女である根日女に求婚したが、兄弟で譲り合っているうちに根日女が死去してしまったため、悲しんで賀茂郡玉野村に墓を築造したという。どちらも賀茂郡内の地名に関する起源伝承であり、針間鴨国造のクニ

がのちの賀茂郡に相当することがうかがえる。そして、坂合神社の所在地はまさに賀茂郡の西端であり、隣接する神崎郡との境界付近に位置している。

(エ) 摂津国川辺郡の坂合郷は、のちに上坂井村・古酒井村・酒井村・堺村とも表記され、明治期に口酒井村に改称した。現在の兵庫県伊丹市口酒井が遺称地名とされる。中世には少し南にも坂部村が所在しており、こちらは江戸時代に上坂部村・下坂部村に分かれ、現在の尼崎市上坂部・下坂部が遺称地名とされる。いずれも『新撰姓氏録』摂津国皇別(前掲)の坂合部氏に因む地名とされる。⁽⁸⁵⁾この地は川辺郡の東端に位置し、豊島郡との境界である猪名川沿いに位置している。

(オ) 河内国若江郡の坂合神社は、「堺神」とも表記される。⁽⁸⁷⁾現在の阪合神社(大阪府八尾市小阪合町)を論社とし、坂合部氏の氏神と伝わる。⁽⁸⁸⁾この地は若江郡の東端であり、高安郡との境界である玉櫛川沿いに位置している。

(カ) 伊勢国三重郡の坂部御厨と(キ) 朝明郡の坂部(坂合部)御厨は、近世には東坂部村・西坂部村となり、現在の三重県四日市市東坂部町・西坂部町・南坂部町・坂部台・坂部が丘を遺称地名とする。⁽⁹⁰⁾二つの御厨は別個のもの

ではなく、両郡にまたがって存在したと推定されている。このように同じ地名が郡境をまたいで見られる場合は、本来は一带の地域であったものが、河川の流路変更などによって二郡に分割編入されたという経緯が想定される。⁽⁹¹⁾

以上、境部に関係する地名を概観した。⁽⁹²⁾残された史料が少なく確定的なことは言えないが、いずれの地名も国造のクニや律令制下の国・郡などの境界とされる場所に位置していることが注目される。これまで述べてきたように、「国境の標」を造立したことにより坂合部連の氏姓を賜ったとする伝承の存在や、境部臣氏の初代に当たる摩理勢のウジナに「境部」の表記が採用されており、その後も境部氏の中で中心となる系統が「境部」の表記を用いていることなどを踏まえるならば、境部が境界画定を本来的な職掌としていた蓋然性は高いと考えられる。⁽⁹³⁾

(3) 境界画定作業の内容

境界画定作業の具体的な内容は、『新撰姓氏録』摂津国皇別 坂合部条(前掲)によれば「国境の標」を造立することであったが、ほかには以下の記事が参考になるであろう。

『常陸国風土記』行方郡

古老曰、石村玉穗宮大八洲所馭天皇之世、有レ人、箭括氏麻多智。截_二自_レ郡西谷之葦原_一、墾闢新治_レ田。此時、夜刀神、相群引率、悉尽到来、左右防障、勿_レ令_二耕佃_一。(略)於是、麻多智、大起_二怒情_一、着_二被甲鎧_一之、自身執_レ仗、打殺驅逐。乃至_二山口_一、標_レ稅置_二塚堀_一、告_二夜刀神_一云、自_レ此以上、聽_レ為_二神地_一。自_レ此以下、須_レ作_二人田_一。自_レ今以後、吾為_二神祝_一、永代敬祭。冀勿_レ祟勿_レ恨。設_レ社初祭者。

『播磨国風土記』託賀郡法太里条

法太里。(甕坂・花波山。)土上下。所_三以号_二法太_一者、讚伎日子与_二建石命_一相闘之時、讚伎日子負而逃去、以_レ手匍去。故、曰_二匍田_一。甕坂者、讚伎日子、逃去之時、建石命、逐_二此坂_一云、自_レ今以後、更不_レ得_レ入_二此界_一。即御冠置_二此坂_一。一家云、昔丹波与_二播磨_一堺_レ国之時、大甕堀_二埋於此上_一、以_レ為_二国境_一。故曰_二甕坂_一。(略)

『古事記』孝靈段

大吉備津日子命与_二若建吉備津日子命_一、二柱相副

而、於_二針間氷河之前_一、居_二忌瓮_一而、針間為_一一道口_一、以言_二向和吉備国_一也。

『古事記』崇神段

故、大毘古命、更還參上、請_二於天皇_一時、天皇答詔之、此者為、在_二山代国_一我之庶兄建波邇安王、起_二邪心_一之表耳。(略)伯父、興_レ軍宜_レ行。即副_二丸邇臣之祖日子国夫玖命_一而遣時、即於_二丸邇坂_一居_二忌瓮_一而、罷往。

『日本書紀』崇神十年九月壬子条

復遣_二大彥与_二和珥臣遠祖彥国尊_一、向_二山背_一擊_二埴安彦_一。爰以_二忌瓮_一、鎮_二坐於和珥武鏝坂上_一、則率_二精兵_一、進登_二那羅山_一而軍之。

『筑後国風土記』逸文(『釈日本紀』所引)

筑後国者、本与_二筑前国_一合為_二二国_一。昔、此两国之間山、有_二峻狭坂_一。(略)昔、此界上有_二鹿猛神_一。往来之人、半生半死。其数極多。因曰_二人命尽神_一。于_レ時、筑紫君・肥君等占之、令_二筑紫君等祖甕依姬、為_レ祝祭_一之。自_レ爾以降、行_レ路之人、不_レ被_二神害_一。是以、曰_二筑紫神_一。

このうち『常陸国風土記』行方郡条によれば、箭括氏麻

多智は山の登り口に標の杖を設置して、夜刀神の領域と人々の田との境界を示したという。⁽⁹⁴⁾ こうした行為は、『新

撰姓氏録』に見える「国境の標」の造立にもつながるものと思われる。『播磨国風土記』託賀郡法太里条では、建石命と讃伎日子とが争った際、建石命が御冠を坂に設置して丹波と播磨の境界としたことや、坂の上に大甕を埋納したことが伝えられている。『古事記』孝霊段にも、大吉備津彦と若建吉備津彦が吉備と播磨の国境を定める際、忌瓮（神事に用いる瓶）を境界に設置したとある。『古事記』崇神段と『日本書紀』崇神十年九月壬子条は、武埴安彦（建波邇安王）の反乱に関する記事であり、反乱を鎮圧するために派遣された大彦命（大毘古命）と彦国葺（日子国夫玖命）が、和珥武録坂（丸邇坂）の上にやはり忌瓮を設置したという。最後の『筑後国風土記』逸文では、坂の上に坐す甕猛神を、筑紫国造（筑紫君氏）の祖である甕依姫が祝となつて祭つたとある。甕依姫という名前は、前述した大甕や忌瓮を彷彿とさせる。境界には神が坐すと観念され、その神に対する祭祀が行われたことが分る。⁽⁹⁵⁾ これらの例から、境部氏が職掌として担った境界画定作業には、「国境の標」の造立や、杖・冠・大甕・忌瓮などの設置・埋

納、さらに坂に坐す神に対する祭祀などが含まれていたと考えられる。

(4) 多氏系と阿部氏系の境部氏

さて、第二章で『古事記』神武段に登場する多氏系の①坂合部連氏については検討を保留しておいたが、この多氏氏は天武朝末年の国境画定事業に従事したことが知られる。『日本書紀』天武十二年（六八三）十二月丙寅条には、

遣^二諸王五位伊勢王・大錦下羽田公八国・小錦下多臣
品治・小錦下中臣連大嶋并判官・録史・工匠者等^一、
巡^二行天下^一、而限^二分諸国之境界^一。然是年、不^レ堪^二
限分^一。

とある。これは令制国の画定事業の記事であるが、その際に派遣された人々の中に多臣品治が見える。翌年と翌々年にも同じく伊勢王らが派遣されており、⁽⁹⁶⁾ 多臣品治も同行したと思われる。この時に多臣品治のもとで境界画定作業に従事したのが、『古事記』神武段の①坂合部連氏であろう。その際には、多臣氏配下の集団が境部として編成されたか、あるいは連姓が共通することから、尾張氏系の坂合部連氏の一部が多臣氏のもとに配属され、職掌を通じて多臣

氏と新たに同祖関係を形成したと考えられる。

阿倍氏系の②坂合部首氏・③坂合部氏についても、同様のことが言える。『日本書紀』崇峻二年（五八九）七月壬辰条には、

遣^三近江臣滿於東山道使、觀^二蝦夷國境^一。遣^三穴人臣
屬於東海道使、觀^二東方浜^レ海諸國境^一。遣^三阿倍臣於
北陸道使、觀^二越等諸國境^一。

とあり、近江臣氏が東山道へ、穴人臣氏が東海道へ、阿倍臣氏が北陸道へそれぞれ派遣され、各地域における境界の画定を行っている。この時に阿倍臣氏の配下として実際の境界画定作業に当たったのが、『新撰姓氏録』大和国皇別・撰津国皇別に見える②坂合部首氏・③坂合部氏であり、これらが職掌を通して阿倍氏との間に同祖関係を形成したものと思われる。

なお、ここでは近江臣氏・穴人臣氏・阿倍臣氏の三名が派遣されているが、近江臣氏は武内宿禰を介して蘇我臣氏と同祖系譜を形成している⁽⁹⁷⁾。穴人臣氏は大彦命を介して阿倍臣氏と同祖関係にあり、その阿倍臣氏は第二章で述べたとおり、蘇我臣氏と協調路線を取ることで台頭してきた氏族である。よって、これらの三氏はいずれも蘇我臣氏と緊

密な関係にあったことが分かる。とするならば、崇峻朝の境界画定事業を主導したのは蘇我臣氏であり、自氏と通じていた近江臣氏・穴人臣氏・阿倍臣氏を各道の責任者に任命するとともに、境部臣氏が統括する境部をそれぞれに同行させ、実際の作業に当たらせてものと思われる。さらに言うならば、境部の成立と同時期に東日本の境界画定が行われていることから、境部はこの事業を見据えて設置されたと考えられる。

結語

本稿では、境部とそれを統括した境部氏について、成立時期、系譜と系統、職掌と分布を検討した。論旨を整理するならば、次のとおりである。

・ 実在した最初の境部氏は、境部臣摩理勢である。蘇我臣氏が王権の中で台頭して政治を主導するようになった六世紀後半に境部が設置された。それを統括する伴造氏族として蘇我臣氏から境部臣氏（蘇我境部臣氏）が分出され、馬子の弟の摩理勢がその氏上に就任した。東日本を対象とした崇峻二年の境界画

定事業は蘇我臣氏が主導したものであり、この事業が境部を設置する直接的な契機になった。

・境部氏には、蘇我氏系の境部臣氏のほかに、多氏系の坂合部連氏、阿倍氏系の坂合部首氏・坂合部氏、尾張氏系の坂合部宿禰氏・坂合部氏、東漢氏系の坂合部首氏が存在した。阿倍臣氏・尾張連氏・東漢直氏はいずれも蘇我臣氏と緊密な関係にあり、境部が設置されたことを受けて、阿倍臣氏・尾張連氏・東漢直氏からも境部の伴造氏族が分出され、蘇我氏系の境部臣氏がこれらを統率した。多臣氏は天武朝末に行われた令制国の画定事業に、阿倍臣氏は崇峻二年の境界画定事業に従事しており、その際に配下に置いた境部と職掌を通じて同祖系譜を形成した。「国境の標」を造立したことにより坂合部連の氏姓を賜ったとする伝承や、境部氏を中心とする系統が「境部」の表記を用いていること、境部に関係する地名がいずれも国造のクニや律令制下の国・郡などの境界付近に分布していることなどから、境部が境界画定を本来的な職掌としていた蓋然性は高い。その具体的な職掌は「国境の標」を造立することや、

杖・冠・大甕・忌筵などを設置・埋納すること、さらに坂に坐す神に対する祭祀を行うことなどであった。

最後に、以上を踏まえて、境部氏と国造制との関わりについて見通しを述べておきたい。境部が六世紀後半に成立したとするならば、この時期に境界の画定が必要とされるのは、国造のクニのほかに存在しないことから、境部が設置された当初は、まずもって国造のクニの境界画定を担ったと考えられる。冒頭でも述べたように、国造のクニの境界とは、現代人が想定するような地図上に一線をもつて画せるものではなく、交通路上の必要箇所境界点を設定して区画するものであった。これまでの議論では、地域による人民の区分にもとづくいわゆる「領域的支配」の開始は、天武十二年から十四年に実施された令制国の画定事業を待たなければならず、それ以前の国造制段階では「領域的支配」の達成には至っていなかったとの見方が主流であり、筆者もそのように理解している。ただし、国造のクニを設定した際には、「定賜国々之堺」⁽⁹⁹⁾、「隔二山河一而分二国界」⁽¹⁰⁰⁾、「果定三疆場」⁽¹⁰¹⁾、「管二所部之堺」⁽¹⁰²⁾、「以三久慈界之助河」⁽¹⁰³⁾、為二道前一（略）陸奥国石城郡苦麻村、為二道

後」⁽¹⁰⁾などのように、つねに境界の画定に言及がなされて
 いるのであり、国造制段階に「領域的支配」とはまた異なる
 次元での境界が存在したことは十分にあり得ると思われ
 る。⁽¹⁰⁵⁾実態としての国造のクニが人間集団を把握することに
 よって機能していたとしても、制度としての国造のクニは
 やはり前述した意味での境界をともなっていたのではなか
 ろうか。⁽¹⁰⁶⁾この点については、今後の課題としたい。

【付記】本稿は、成城大学特別研究助成による研究成果の
 一部である。

注

- (1) 国造のクニについては、国造の影響力が及ぶ範囲を基礎
 にしつつも、王権側で二次的に区画した領域であるとす
 る説に賛同したい。井上光貞「国造制の研究」(『井上光
 貞著作集』四、岩波書店、一九八五年年、初出一九五
 一年)。
 (2) 『常陸国風土記』多珂郡条。
 (3) 篠川賢「国造制の成立過程」(『日本古代国造制の研究』
 吉川弘文館、一九九六年)、同「令制国の成立と東国」
 (『古代国造制と地域社会の研究』吉川弘文館、二〇一九

- 年、初出二〇〇二年)、同「国造の国(クニ)再考」(『古
 代国造制と地域社会の研究』前掲、初出二〇〇五年)、堀
 川徹「国造制の成立に関する基礎的考察」(篠川賢・大川
 原竜一・鈴木正信編『国造制の研究』八木書店、二〇一
 三年)。
 (4) 平林章仁「国造制の成立について」(『龍谷史壇』八三、
 一九八三年)。
 (5) 拙稿「蘇我氏とヤマト王権」(佐藤信編『古代史講義』
 筑摩書房、二〇一八年)。
 (6) 『日本書紀』天智六年(六六七)十一月乙丑条。
 (7) 『日本書紀』天智四年(六六五)是歳条。
 (8) 天平十四年(七四二)六月三日「福寿寺写一切経所解」
 (『大日本古文书』八一六〇)。
 (9) 天平十三年(七四一)「写経勘紙解」(『大日本古文书』
 二二二八六)。
 (10) 天平十八年六月三十日「左甲部文万呂手美願文」(『大日
 本古文书』二四一三六八)。
 (11) 天平十五年(七四三)九月二十九日カ「写官経所解」
 (『大日本古文书』八一三二七)。
 (12) 『日本書紀』安康元年二月戊辰条。
 (13) 和田萃「見瀬丸山古墳の被葬者」(『日本古代の儀礼と祭
 祀・信仰』上、塙書房、一九九五年、初出一九七二年)。
 (14) 平林章仁「国造制の成立について」(前掲)。

(15) 加藤謙吉「蘇我氏の成立」(『蘇我氏と大和王権』吉川弘文館、一九八三年)、同「境部の職掌について」(『大和政権と古代氏族』吉川弘文館、一九九一年、初出一九八四年)。なお、加藤は坂合黒彦皇子の存在自体も坂合部宿禰氏が創作したものとするが、この人物は『古事記』允恭段・雄略段にも見えることから、すでに原伝承に登場していた人物と思われる。坂合部宿禰氏による創作性が認められるのは、坂合部連贇宿禰を坂合黒彦皇子の忠臣と位置づけた点であろう。

(16) 『日本書紀』天武十年(六八一)三月丙戌条。

(17) 蘭田香融「古代の知識人」(朝尾直弘ほか編『岩波講座日本通史』五 古代四、岩波書店、一九九五年)。

(18) 『日本書紀』天武十三年(六八四)十二月己卯条。

(19) 坂本太郎『六国史』(『坂本太郎著作集』三、吉川弘文館、一九八九年、初出一九七〇年)四六頁。

(20) 河村秀根ほか『書紀集解』(成立一七八五〜一八〇四年、国民精神文化研究所、一九三七年)。

(21) 飯田武郷『日本書紀通釈』(成立一八九九年、大鏡閣、一九〇二年)、坂本太郎ほか校注『日本古典文学大系 日本書紀』下(吉川弘文館、一九六五年)一七六・二〇七頁頭注。

(22) 『公卿補任』、『聖徳太子伝暦』下 舒明元年正月条。

(23) 堅塩媛が蘇我臣氏の出であることを奏上したと考えら

れる。坂本太郎ほか校注『日本古典文学大系 日本書紀』下(岩波書店、一九六五年)一九七頁頭注。

(24) 『日本書紀』舒明即位前紀では、摩理勢が殺害された際、「兄子」(第一子)の毛津と「仲子」(第二子)の阿椰がともに殺害されたとあるのに対して、第三子は史料上に全く見えない。それに対して、たとえば『日本書紀』欽明元年(五四〇)正月甲子条には「立正妃武小広国押盾天皇女石姫一為皇后」。是生三二男・一女。長曰二箭田珠勝大兄皇子。仲曰二詔語田淳中倉太珠敷尊。少曰二笠縫皇女。〈更名狭田毛皇女。〉とあり、『続日本紀』延暦九年(七九〇)七月辛巳条には「午定君生三三男一。長子味沙、仲子辰尔、季子麻呂」とあるように、第二子を「仲子」と表現する場合には、第三子の存在が前提となっている。また、推古八年に摩理勢が大將軍に任命されてから、約二十年後の推古三十一年に雄摩侶が大將軍に任命されたとすれば、雄摩侶は摩理勢の子の世代であるとしても不自然ではない。これらのことから、雄摩侶は摩理勢の第三子である可能性を指摘しておきたい。

(25) 『日本書紀』に限ってみても、白雉四年(六五三)五月壬戌条、斉明二年(六五六)九月条、斉明四年(六五八)十一月庚寅条、斉明五年(六五九)七月戊寅条、天智四年(六六五)是歳条、天智六年(六六七)十一月乙丑条、天武元年(六七二)七月丙申条、天武十年(六八一)正

月辛巳条、天武十一年(六八二)三月丙午条、天武十三年(六八四)十二月己卯条、天武十四年(六八五)九月辛酉条、朱鳥元年(六八六)正月是月条などに見える。

(26) 摩理勢のウジナは、厳密に言えば複姓としての蘇我境部臣であり、状況に応じて境部臣と称したと考えられる。平林章仁「国造制の成立について」(前掲)、加藤謙吉「境部の職掌について」(前掲) 参照。

(27) 倉本一宏「氏族合議制の成立」(『日本古代国家成立期の政權構造』吉川弘文館、一九九七年、初出一九八七年)。

なお、筆者は以前、蘇我氏本宗家が合議を主導するためには、同族の分出が不可欠であったが、それら同族の統率が取れなくなったことが、逆に本宗家の政治的孤立を招いたのであり、その意味で蘇我氏本宗家が乙巳の変で滅亡したことの要因が、蘇我氏自身の発展過程の中に潜在していたことを論じた。拙稿「蘇我氏とヤマト王權」(前掲)。

(28) 黛弘道『物部・蘇我氏と古代王權』(吉川弘文館、二〇〇九年、初版一九九五年) 一三一―一三三頁。

(29) 本条の本文には「坂合部連」とあることから、標題の「坂合部」にも「連」を補うものがある(栗田寛『新撰姓氏録考証』吉川弘文館、一九〇〇年、四七八頁)。しかし、たとえば和泉国皇別 軽部条は標題に「軽部」とあり、本文中には「軽部君」とあるように、標題に掲げる氏姓

と本文中に見える氏姓(賜姓された氏姓)が異なる場合もある。こうした事例は、支流の本系(帳)の中に、その氏族の本宗家に対する賜姓の記述が含まれていたことを示すものであり、本条の標題に「連」を補う必要はないと考えられる。佐伯有清「新撰姓氏録に関する諸疑点の究明」(『新撰姓氏録の研究』研究編、吉川弘文館、一九六三年)、同「新撰姓氏録の研究」考証編二(吉川弘文館、一九八二年)三七六頁。

(30) 本来は「阿倍朝臣同祖」とあったと考えられる。佐伯有清「新撰姓氏録の研究」考証編一(前掲)三七六頁。

(31) 『日本書紀』綏靖即位前紀。

(32) 『日本書紀』孝元七年二月丁卯条、『新撰姓氏録』左京皇別 阿倍朝臣条など。

(33) 『日本書紀』神代下第九段本文・一書第八、『新撰姓氏録』左京神別 尾張連条など。

(34) 佐伯有清「新撰姓氏録の研究」考証編三(吉川弘文館、一九八二年)一九八頁。

(35) 『日本書紀』神代下第九段本文。

(36) 加藤謙吉「蘇我氏の成立」(前掲)、同「境部の職掌について」(前掲)。

(37) 栗田寛『新撰姓氏録考証』(前掲) 八二〇頁。
(38) 栗田寛『新撰姓氏録考証』(前掲) 一〇八七頁。
(39) 佐伯有清「新撰姓氏録の研究」考証編二(前掲) 三五五

頁。

- (40) 『日本書紀』神代下第九段本文では火闌降命・彥火火出見命・火明命、一書第二では火闌降命・火明命・彥火火出見尊、一書第三では火明命・火闌降命・彥火火出見尊、一書第七では火明命・火夜織命・彥火火出見尊としており、出生の順番や数に若干の相違はあるが、いずれの場合も『日本書紀』の火明命が『古事記』では火照命に入れ替わっている。なお、煩を避けるため、神名の表記は適宜統一した。
- (41) 火明命と火照命は同一の記事に登場せず、「照」と「明」の意味が通じることから、本来同一であったとする説もある。本居宣長『古事記伝』巻十六、吉井巖「火中出産ならびに海幸山幸説話の天皇神話への吸収について」(『天皇の系譜と神話』一、塙書房、一九六七年、初出一九六六年)、同「火明命」(『天皇の系譜と神話』一、前掲、初出一九六六年)、梅澤伊勢三「火照命考」(倉野憲司先生古稀記念論文集刊行会編『古代文学論集』桜楓社、一九七四年)。
- (42) 『日本書紀』神代下第十段本文、一書第一・第二・第三・第四。
- (43) 加藤謙吉「境部の職掌について」(前掲)。
- (44) 『日本書紀』応神二十年九月条。
- (45) 志田諱一「阿倍臣」(『古代氏族の性格と伝承』雄山閣、一九七二年)、大橋信弥「阿倍氏の研究」(雄山閣、二〇一七年)。
- (46) 蘇我部・宗何部・宗我部・宗宜部・宗賀部なども表記する。日野昭「蘇我氏の部民支配」(『日本古代氏族伝承の研究』永田文昌堂、一九七一年、初出一九六四年)。
- (47) 加藤謙吉「蘇我氏の成立」(前掲)。
- (48) 『日本書紀』神武即位前紀戊午年九月戊辰条。
- (49) 『古事記』孝元段。
- (50) 『天孫本紀』。
- (51) 『日本三代実録』貞観六年(八六四)八月八日壬戌条。
- (52) 新井喜久夫「古代の尾張氏について」(『信濃』二一一・二二、一九六九年)、加藤謙吉「蘇我氏の成立」(前掲)。
- (53) 『寧楽遺文』中卷三三三頁。
- (54) 関晃「東漢直一族」(『関晃著作集』三、吉川弘文館、一九九六年、初出一九六五年)、加藤謙吉「大和の豪族と渡来人」(吉川弘文館、二〇〇二年)。
- (55) 『日本書紀』天智六年十一月乙丑条、天武元年七月丙申条、天武十年正月辛巳条、天武十一年三月丙午条、天武十三年十二月己卯条、天武十四年九月辛酉条、朱鳥元年正月是月条。
- (56) 栗田寛「新撰姓氏録考証」(前掲)四七八頁、太田亮「姓氏家系大辞典」(角川書店、一九六三年、初版一九三六年)二五二六頁、前田晴人「古代国家の境界祭祀とその地域

- 性)〔日本古代の道と衢〕吉川弘文館、一九九六年、初出(一九八一年)、佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証編二(前掲)三三三頁、平林章仁「国造制の成立について」(前掲)。
- (57) 門脇禎二『飛鳥』(吉川弘文館、二〇一二年、初版一九七〇年)。
- (58) 本位田菊士「境部に関する若干の考察」(『日本古代国家形成過程の研究』名著出版、一九七八年、初出一九七五年)。
- (59) 加藤謙吉「蘇我氏の成立」(前掲)、加藤謙吉「境部の職掌について」(前掲)、前之園亮一「蘇我氏の同族」黛弘道編『古代を考える 蘇我氏と古代国家』吉川弘文館、二〇一二年)。
- (60) 加藤謙吉「蘇我氏の成立」(前掲)、同「境部の職掌について」(前掲)。
- (61) 『延喜式』隼人司1大儀条々3駕行条。
- (62) 井上辰雄「隼人と大和王権」(学生社、一九七四年)八七〜九八頁。
- (63) 『日本書紀』敏達元年(五七二)六月条。
- (64) 『延喜式』治部省18蕃客条。
- (65) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証編二(前掲)三三三頁。
- (66) 日野昭「蘇我氏における同族関係」(『日本古代氏族伝承の研究』永田文昌堂、一九八二年、初出一九七五年)、加藤謙吉「境部の職掌について」(前掲)。
- (67) 『古事記』懿徳段。
- (68) 『日本書紀』懿徳二年正月条。
- (69) 以下、遺称地名や比定地に関して特に出典を記さない場合は、『角川日本地名大辞典』(角川書店、一九七八〜一九九〇年)、『日本歴史地名大系』(平凡社、一九七九〜二〇〇四年)などによる。
- (70) 『古事記』孝元段、『日本書紀』孝元四年三月条。
- (71) 『日本書紀』欽明三十二年(五七二)九月条、『延喜式』諸陵式2畝傍山他遠陵条。
- (72) 『日本書紀』垂仁二十七年是歳条。
- (73) 直木孝次郎「やまと」の範囲について」(直木孝次郎「古代を語る五 大和王権と河内王権」吉川弘文館、二〇〇九年、初出一九七〇年)。
- (74) 寺沢薫「大和弥生社会の展開とその特質(再論)」(『纏向学研究』四、二〇一六年)。
- (75) 仁安三年(一一六八)七月二十四日「豊井莊新芋注進状」(『平安遺文』七―三四六九)。なお、坂合部郷は『和名類聚抄』には掲載されておらず、かつては宇智郡の資母郷に含まれていたとされる。
- (76) 奈良県編『大和志料』下巻(奈良県教育委員会、一九一四年)五五四頁など。

- (77) 『五条市史料』(一九八七年)一一七五頁。
- (78) 天長六年(八二九)二月十日「日野友秋解」(『古文書類纂』三三三)には摂使大判官代として紀某が、寛弘三年(一〇〇六)五月六日「散位坂上経澄解案」(『平安遺文』四一一二七)には郡司代として紀某が署名している。森公章「平安・鎌倉時代の国衛機構と武士の成立に関する基礎的研究」(『科学研究費補助金研究成果報告書、二〇一二年)参照。
- (79) 『延喜式神名帳』播磨国賀茂郡条。
- (80) 平安末期、鎌倉期に成立したとされる『播磨国内神名帳』(『神道大系』神社編一 総記上、神道大系編纂会、一九八六年)には、坂合神社は見えず、酒見神社が播磨国三宮として記載されていることから、この頃までに社名の転訛が生じたと考えられる。
- (81) 中西正和「賀茂郡のなりたち」(『社町史』一、加東市、二〇〇七年)など。
- (82) 兵庫県小野市来住町を遺称地名とする。
- (83) 兵庫県加西市玉野町を遺称地名とする。
- (84) 平城宮出土木簡(『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二)、天平勝宝三年(七五一)三月三日「奴婢見來帳」(『大日本古文书』三一九九〇)、『和名類聚抄』など。
- (85) 長山泰孝「大化前代の尼崎」(『尼崎市史』一、一九六六年)。
- (86) 『延喜式神名帳』河内国若江郡条。
- (87) 『日本三代実録』元慶七年(八三三)十二月二十八日庚申条。
- (88) 太田亮『姓氏家系大辞典』(角川書店、一九六三年、初版一九三六年)二五二六頁、棚橋利光「坂合神社」(『式内社研究会編』式内社調査報告』四 京・畿内四、皇學館大学出版部、一九七九年)。
- (89) 長寛二年(一一六四)「善安寺領公用支配状」(『平安遺文』七一一三二五)、『神風鈔』(『群書類従』一)、「外宮神領目録」(『続々群書類従』一)。
- (90) 伊勢国三重郡には刑部郷があり(『和名類聚抄』)、「坂部」の地名は「おさかべ」から「さかべ」に転訛したとする説もある(『勢陽五鈴遺響』三)。しかし、たとえば備中国英賀郡刑部郷は、中世には小坂部郷、近世には小坂部村となり、現在の岡山県新見市大佐小坂部を遺称地名とするように、表記が変わっても「おさかべ」の音は残っている。また、「おさかべ」が「さかべ」になったのであれば、『神宮神領目録』のように「坂合部」の表記が用いられることはないと思われる。坂部(坂合部)御厨と三重郡刑部郷は別個のものとして理解しておきたい。
- (91) 拙稿「美濃国クルスタ地域と本果国造」(『日本古代氏族系譜の基礎的研究』東京堂出版、二〇一二年、初出二〇〇三年)。

- (92) このほかに、古代までさかのぼる確証はないが、尾張国山田郡の坂部神社（坂部神明社）と、遠江国榛原郡の坂部神社がある。前者は、現在の愛知県豊明市阿野町坂部に鎮座しており、すぐ東には三河国碧海郡との境界であった境川が流れている。後者は、現在の静岡県牧之原市坂部に所在し、やはりすぐ東には駿河国志太郡との境界とされた大井川が流れている。
- (93) 境部氏の分布が畿内とその周辺に限定されることから、広範囲で境界画定に携わった集団と見るにはそぐわないとの指摘もある（本位田菊士「境部に関する若干の考察」前掲、加藤謙吉「境部の職掌について」前掲）。しかし、境部氏が各地に向いて境界画定に従事し、任務完了後には原則として本来の居住地へ戻ったと理解すれば、境部氏の分布範囲が偏っているからといって、そのことが境部と境界画定との関係を否定する根拠にはならない。
- (94) 前田晴人「古代国家の境界祭祀とその地域性」（前掲）。
- (95) 山近久美子「交通に関わる祭祀」（館野和己ほか編『日本古代の交通・交流・情報三 遺跡と技術』吉川弘文館、二〇一六年）、荒井秀規「堺としての坂と手向け」（市澤英利・荒井秀規編『古代東国の考古学四 古代の坂と堺』高志書院、二〇一七年）。
- (96) 『日本書紀』天武十三年（六八四）十月辛巳条、天武十四年（六八五）十月己丑条。
- (97) 『古事記』孝元段。
- (98) 『新撰姓氏録』左京皇別上 六人朝臣条。
- (99) 大町健「律令制的国郡制の特質とその成立」（『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房、一九八六年、初出一九七九年）など。
- (100) 『古事記』成務段。
- (101) 『日本書紀』成務五年九月条。
- (102) 『日本書紀』継体二十二年（五二八）十一月甲子条。
- (103) 『続日本紀』延暦十年（七九二）九月条。
- (104) 『常陸国風土記』多珂郡条。
- (105) 吉村武彦は、「国造制支配の本質を「国造と民戸との人格的支配・隷属関係の存在」に求めながらも、「領域的な土地支配はそれに付随する」としている（吉村武彦「律令制的班田制の歴史的前提」『日本古代の政事と社会』塙書房、二〇二一年、初出一九七八年）。また、大川原竜一は、「国造制段階においても「ある秩序が空間として認知できるものとなるには、自然地形であれ人為的な構造物である、空間を物質的・視覚的に確定する境界が必要となることは想定できる」と述べている（大川原竜一「国造制研究の現状と課題」篠川賢ほか編『国造制の研究』前掲）。
- (106) 制度としての国造制のあり方と実態とを分けて捉える視点については、篠川賢「国造の国（クニ）再考」（前掲）参照。